

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

2025年 6月13日

大阪府知事 殿

提出者

住 所 大阪市住吉区我孫子5丁目5番25号

氏 名 株式会社 久本組

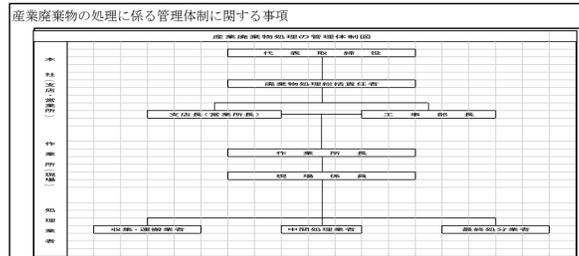
代表取締役 川口 直昭

電話番号 06-6692-0461

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 久本組
事業場の所在地	大阪市住吉区我孫子5丁目5番25号
計画期間	2025年 4月 1日 ~ 2026年 3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	06：総合工事業
②事業の規模	7,640 百万
③従業員数	91人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	上下水道工事（シールド工事）・河川工事 汚 泥 再生処理業者に委託して再資源化 がれき類（アスファルト、コンクリート塊） 再生処理業者に委託して再資源化 木くず 再生処理業者に委託して再資源化 道路建設工事（躯体工事） がれき類（アスファルト、コンクリート塊） 再生処理業者に委託して再資源化 木くず 再生処理業者に委託して再資源化

（日本産業規格 A列4番）



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項		産業廃棄物の排出の抑制に関する事項						産業廃棄物の排出の抑制に関する事項				産業廃棄物の排出の抑制に関する事項				産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（2024年度）実績】	【前年度（2024年度）実績】						【前年度（2024年度）実績】				【前年度（2024年度）実績】				【前年度（2024年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	①汚泥	②建設汚泥	③廃プラスチック	④紙くず	⑤木くず	⑥ゴムくず	⑦金属くず	⑧コンクリートくず	⑨がれき類	⑩コンクリートがら	⑪コンクリートがら（無筋）	⑫コンクリートがら（有筋）	⑬アスファルト破片	⑭廃路盤材	⑮混合廃棄物	⑯安定型建設混合廃棄物	⑰管理型建設混合廃棄物	
	排出量	1294.52 t	0 t	14.49 t	0.51 t	13.585 t	0 t	0.791 t	0 t	35.312 t	82.98 t	0 t	0 t	78.84 t	0 t	1.82 t	0 t	0 t	
	<p>（これまでに実施した取組） 当社は、公共工事を主な事業としているので、受注工事により、減量等は難しい面が多い。その中で各現場では廃棄物についての教育等を通じて正確なマニフェストの発行、回収、また、優良企業の選定等を実施した。</p>																		
②計画	【目標】	【目標】						【目標】				【目標】				【目標】			
	産業廃棄物の種類	①汚泥	②建設汚泥	③廃プラスチック	④紙くず	⑤木くず	⑥ゴムくず	⑦金属くず	⑧コンクリートくず	⑨がれき類	⑩コンクリートがら	⑪コンクリートがら（無筋）	⑫コンクリートがら（有筋）	⑬アスファルト破片	⑭廃路盤材	⑮混合廃棄物	⑯安定型建設混合廃棄物	⑰管理型建設混合廃棄物	
	排出量	1200 t	0 t	12 t	0.51 t	10 t	0 t	0 t	0 t	30 t	80 t	0 t	0 t	75 t	0 t	1 t	0 t	0 t	
	<p>（今後実施する予定の取組） 当社は、公共工事の施工が主たる事業であるので、受注工事により廃棄物が大きく変化する。各工事の施工に際しては、極力廃棄物の減量に取り組むように努力するが、当社サイドだけでは困難な部分もある。しかし、出来るだけ排出抑制を目標とする。</p>																		
産業廃棄物の分別に関する事項																			
①現状	<p>（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 混合廃棄物の分別を行っているがまだ、充分とは言えないのが現状である。分別を確実にする取り組みは行っている。</p>																		
②計画	<p>（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 混合廃棄物の分別を確実にし、再資源化できるもの、出来ないものを確実に分ける。</p>																		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（2024年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	①汚泥	②建設汚泥
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	－ t	－ t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	①汚泥	②建設汚泥
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	－ t	－ t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（2024年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	①汚泥	②建設汚泥
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	－ t	－ t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	－ t	－ t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	①汚泥	②建設汚泥
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	－ t	－ t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	－ t	－ t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
【前年度（2024年度）実績】			
③廃プラスチック	④紙くず	⑤木くず	⑥ゴムくず
－ t	－ t	－ t	－ t
【目標】			
③廃プラスチック	④紙くず	⑤木くず	⑥ゴムくず
－ t	－ t	－ t	－ t
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
【前年度（2024年度）実績】			
③廃プラスチック	④紙くず	⑤木くず	⑥ゴムくず
－ t	－ t	－ t	－ t
－ t	－ t	－ t	－ t
【目標】			
③廃プラスチック	④紙くず	⑤木くず	⑥ゴムくず
－ t	－ t	－ t	－ t
－ t	－ t	－ t	－ t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
【前年度（2024年度）実績】			
⑦金属くず	⑧コンクリートくず	⑨がれき類	⑩コンクリートがら
- t	- t	- t	- t
【目標】			
⑦金属くず	⑧コンクリートくず	⑨がれき類	⑩コンクリートがら
- t	- t	- t	- t
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
【前年度（2024年度）実績】			
⑦金属くず	⑧コンクリートくず	⑨がれき類	⑩コンクリートがら
- t	- t	- t	- t
- t	- t	- t	- t
【目標】			
⑦金属くず	⑧コンクリートくず	⑨がれき類	⑩コンクリートがら
- t	- t	- t	- t
- t	- t	- t	- t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
【前年度（2024年度）実績】			
⑩コンクリートがら（無筋）	⑩コンクリートがら（有筋）	⑬アスファルト破片	⑭廃路盤材
－ t	－ t	－ t	－ t
【目標】			
コンクリートがら（無筋）	コンクリートがら（有筋）	⑬アスファルト破片	⑭廃路盤材
－ t	－ t	－ t	－ t
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
【前年度（2024年度）実績】			
⑩コンクリートがら（無筋）	⑩コンクリートがら（有筋）	⑬アスファルト破片	⑭廃路盤材
－ t	－ t	－ t	－ t
－ t	－ t	－ t	－ t
【目標】			
コンクリートがら（無筋）	コンクリートがら（有筋）	⑬アスファルト破片	⑭廃路盤材
－ t	－ t	－ t	－ t
－ t	－ t	－ t	－ t

	【目標】			【目標】				【目標】				【目標】						
	産業廃棄物の種類	①汚泥	②建設汚泥	③廃プラスチック	④紙くず	⑤木くず	⑥ゴムくず	⑦金属くず	⑧コンクリートくず	⑨がれき類	⑩コンクリートがら	⑪コンクリートがら（無筋）	⑫コンクリートがら（有筋）	⑬アスファルト破片	⑭廃路盤材	⑮混合廃棄物	⑯安定型建設混合廃棄物	⑰管理型建設混合廃棄物
②計画	全処理委託量	1200 t	- t	12 t	- t	10 t	- t	- t	- t	30 t	80 t	- t	- t	75 t	- t	1 t	- t	- t
	優良認定処理業者への処理委託量	1200 t	0 t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t
	再生利用者への処理委託量	1200 t	0 t	12 t	0 t	10 t	0 t	0 t	0 t	30 t	80 t	0 t	0 t	75 t	0 t	1 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t
	【今後実施する予定の取組】 当社は、公共工事の施工が主たる事業であるので、受注工事により廃棄物が大きく変化する。各工事の施工に際しては、極力廃棄物の減量に取り組むように努力するが、当社サイドだけでは困難な部分もある。しかし、出来るだけ排出抑制を目標とする																	
※事務処理欄																		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。